

施策名:イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

① 施策の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
 - ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
 - ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体
都道府県

(2)補助上限額

- 介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く):1事業所あたり20万円
 - 訪問介護、通所介護事業所:
規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、
訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円
通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円
 - 施設系(特養、老健、介護医療院等):定員1人あたり6千円
- (※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上~2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。
通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3)補助率

国:3/4、都道府県:1/4(都道府県事務費は国:10/10)

(4)補助対象

介護事業所・施設

(5)補助対象経費(例)

- [介護サービスを円滑に継続するための対応]
- ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費
 - イ. ネットクーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウォッチ
 - ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など
- [大規模災害等への備え]
- 平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。
- ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)
 - イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池
 - ウ. 衛生用品、医療用品
 - エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ
 - オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。